



情報(第 72 号)



令和元年 11 月 20 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

派遣労働者の同一労働同一賃金



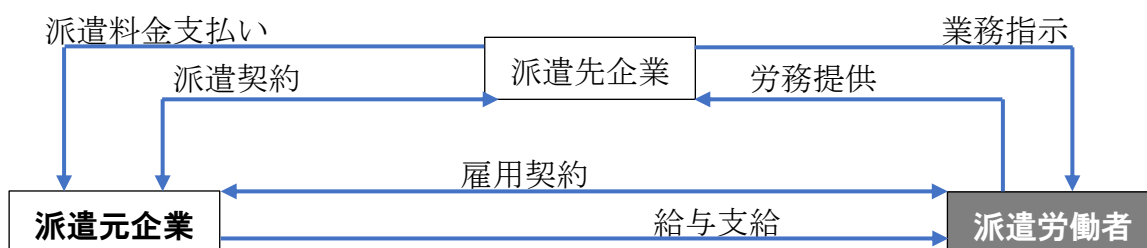
1 非正規労働者の待遇改善

同一労働同一賃金とは、非正規労働者の待遇改善との要素が強くあります。非正規労働者とは、短時間労働者、有期雇用労働者（短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律で規律）、そして、派遣労働者です（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律で規律）。

前号は、前者の解説をしましたから、今号は後者について解説します。

2 労働者派遣の仕組み

労働者派遣では、「派遣元企業」と「派遣先企業」という二つの企業が登場します。派遣労働者は、派遣元企業と雇用契約を締結し、派遣先企業が仕事先となり、派遣先企業が派遣労働者へ仕事の指示を行う形態です（図）。

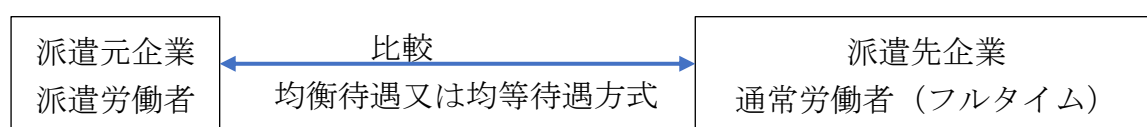


3 派遣労働者の均衡待遇・均等待遇

派遣元企業は、派遣労働者の待遇について、派遣先企業に雇用される通常労働者の待遇との間において、「職務の内容」「職務の内容及び配置の変更の範囲」「その他の事情」を考慮して、不合理と認められる相違を設けてはなりません（均衡待遇）。

また、派遣元企業は、派遣先企業に雇用される通常労働者と同一の派遣労働者であって、派遣就業が終了するまでの間において、通常労働者の「職務の内容」「配置の変更の範囲」と同一の範囲で変更されると見込まれるものについて、不利なものとしてはなりません（均等待遇）。

要するに、均衡待遇とは、派遣先企業の通常労働者と職務の内容等と比較して、差はあるとしても不合理な差を設けてはならないということで、均等待遇とは、通常労働者と職務の内容等が同一なのですから、不利であってはいけないことになります。



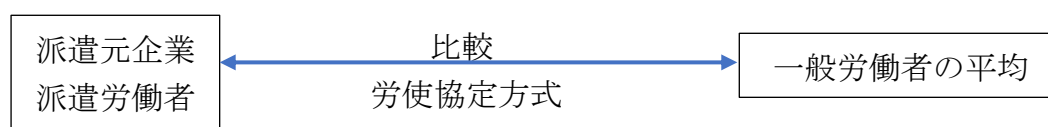
4 労使協定方式

労働者派遣では、派遣労働者の待遇決定を前項の均衡待遇・均等待遇方式ではなく、派遣元は労使協定方式によることもできます。

労使協定を派遣労働者と締結し、その労使協定が一定水準を満たす待遇であるときは、均衡待遇・均等待遇方式が適用除外となります。一定水準とは、派遣労働者が従事する業務と同様の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（厚生労働省が定める額）と同等以上となる必要があります。

均衡待遇・均等待遇方式は、派遣先企業の通常労働者との比較となり、労使協定方式は、個別の通常労働者との比較ではなく、いわば世間の相場と比較するわけです。実務上は、労使協定方式が多いと想定されています。

なお、労使協定方式を採用した場合でも、教育訓練及び福利厚生では均衡待遇・均等待遇の確保が義務付けられています。即ち、派遣先が教育訓練を行っている場合は、当該訓練を実施するよう配慮が必要となり、給食施設、休憩室、更衣室については、派遣労働者にも利用の機会を与える配慮が必要です。



5 事業主が実施すべき事項

(1) 均衡待遇・均等待遇方式の場合

派遣先通常労働者との比較となるため、派遣元企業は派遣先企業へ待遇情報の提供を求め、これにより派遣労働者の待遇を検討決定し、派遣元と派遣先とで派遣料金の交渉を行い、派遣契約を締結します。派遣元では、雇入れ時に待遇情報の明示・説明をすること、派遣時には、待遇情報の明示・説明、就業条件の明示が必要となります。

(2) 労使協定方式

労使協定を締結し、派遣先から教育訓練及び福利厚生の情報提供を得て、派遣料金の交渉を行い、派遣契約を締結します。派遣元における派遣労働者への説明は前項と同様です。

6 施行に向けての対応

施行（令和2年4月1日）が迫っており、派遣元・派遣先とも対応を急ぐ必要があります。総体的には、派遣労働者の待遇改善が必要となります。

短時間労働者・有期雇用労働者、派遣労働者の同一労働同一賃金の相談を承っています

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>